

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

2025年6月24日

契約責任者
日本郵政建築株式会社
代表取締役社長 倉田 泰樹

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 新大阪郵便局電灯設備模様替工事ほか1件 実施設計業務委託
- (2) 業務内容 本業務委託は、新大阪郵便局電灯設備模様替工事および新大阪郵便局空調熱源設備模様替工事の実施設計業務を行うものである。
- (3) 履行期限 契約締結日から2025年11月16日まで

2 競争参加資格

- (1) 次のア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者。
ただし、更生手続又は再生手続の終結を決定したものを除く。
 - ウ 次の一に該当すると認められる者でその事実があった後、2年間を経過していない者。
これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - (ロ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者。
 - (ハ) 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者。
 - (ニ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (ホ) その他、日本郵政株式会社に損害を与えた者。
 - エ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。
なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者、その他次の各号に掲げる者をいう。
 - (ア) 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
 - (イ) 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
 - (ロ) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (2) 全省庁統一資格（役務の提供等）を有する者。
- (3) 営業所（本店、支店又は事務所等）を東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県に有すること。
- (4) 業務実績等に関する要件
 - ア 一級建築士事務所登録を行っていること。
 - イ 一級建築士、設備設計一級建築士及び建築設備士のいずれかを自社社員として10名以上有すること。

ウ 次の要件を満たす実績を有すること。

２０１５年度（平成２７）以降に業務が完了した、日本郵政グループの施設での、新築、増築又は模様替（改修を含む）の実施設計等業務の実績を有すること。

(5) 配置技術者に関する要件

ア 次の管理技術者を専任で配置すること。

区分	人数	業務内容	資 格	実務経験年数	自社社員
管理技術者	１人	・業務の 統括、管理 ・主任担当技術者への指示等	一級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士	資格取得後 ８年以上	○

イ 次の主任担当技術者を配置すること。なお、管理技術者との兼務は認めない。

区分	人数	業務内容	資 格	実務経験年数	自社社員
主任担当技術者１ （電気担当）	１人	・監督社員等との打合せ等業務 ・実施設計の取りまとめ	一級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士	資格取得後 ３年以上	○
主任担当技術者２ （機械担当）	１人	・監督社員等との打合せ等業務 ・実施設計の取りまとめ	一級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士	資格取得後 ３年以上	○

- ・管理技術者及び主任担当技術者は自社社員とし、実質的な派遣形態である場合は認めない。
- ・主任担当者１と主任担当者２の兼任は認めない。
- ・管理技術者又は主任担当技術者のうちいずれか１名は、２０１５（平成２７）年度以降に業務が完了した日本郵政グループの施設での、新築、増築又は模様替（改修を含む）の実施設計等業務の実績を１件以上有すること。

３ 担当部署

区 分	担当部署	電話番号	住 所
入 札	日本郵政建築株式会社 業務管理本部業務部 契約担当	03-6636-8604 (e-mail) keiyaku.honsya.ii@jp-ae.jp	〒100-8791 東京都千代田区大手町 2-3-1 大手町ﾌﾟﾚｽｴｽﾄﾜｰ 24 階
業 務	日本郵政建築株式会社 技術統括本部建築設備部 担当	03-6636-8603	

４ 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場 所
競争参加資格 確認申込書等 の交付	２０２５年 ６月２４日（火）から ２０２５年 ７月 ８日（木）まで	日本郵政建築株式会社調達ホームページよりダウンロード
仕様書の貸与	２０２５年 ６月２４日（火）から ２０２５年 ７月 ８日（木）まで	３の担当部署（入札）
下見積書等の 提出	２０２５年 ７月 ３日（月）まで	３の担当部署（入札）
入札書（競争参加資格確認申込書等）受付締切	２０２５年 ７月 ８日（火）までに 郵便局等に差出す（同日消印有効）	３の担当部署（入札）

開札	2025年 7月10日（木） 10時00分から	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-3-1 大手町プレイスエタワー 24 階本社事務室
----	----------------------------	---

（注1）上記の期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時00分（正午から午後1時00分の間を除く。）

（注2）日本郵政建築株式会社調達ホームページアドレス

<http://www.jp-ae.japanpost.jp/> 日本郵政建築ホームページ→調達情報→建設工事関係

5 競争参加資格の確認

本競争への参加を希望する者は、2に示す競争参加資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を7に示す入札書を入れた中封筒と表封筒の間に入れて郵送により提出すること。

なお、提出した申込書及び資料について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6 仕様書の交付

仕様書の交付の期間及び場所は、4に示すとおり貸与とする。なお、貸与を希望する者は交付場所へ「仕様書等交付申込書」により電子メールにより申し込むこと。

7 下見積書の提出

競争参加を希望する者は、以下により提出すること。

(1) 取引先の資格があると認められた者は入札書の提出に先立ち、下見積書を提出すること。

ア 提出期限：入札公告4に示す提出期限（必着）

イ 提出方法：電子メール（keiyaku.honsya.ii@jp-ae.jp あて送付のこと。）

ウ 作成方法

下見積書の様式は適宜とする。

(2) 提出期限までに下見積書の提出をしない者は、本入札に参加することができない。

(3) その他

ア 下見積書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

イ 提出した下見積について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

ウ 下見積書は返却しない。

8 入札

4に示す期日、場所に初度及び再度の2回分の入札書を郵送（書留郵便等で配達記録が残るものに限る。）により提出すること。おいて行う。なお、入札書を郵便局等において書留郵便物等を差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控え）」の写しを開札日の2日前までに前記3の担当部署（入札）に電子メールにより送信すること。

詳細は別添入札者注意書（郵便入札）による。

9 開札

(1) 4に示す期日、場所において入札者又は代理人の立会いにより行う。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない社員を立会わせて行う。

なお、開札以後に資格審査を行うため、最低入札価格者名及び価格のみで落札宣言は行わない。

(2) 初度入札（1回目）で落札候補者がいない場合は、直ちに再度入札（2回目）を開札する。

(3) 初度入札で落札した場合における再度入札書（2回目）は契約責任者において破棄する。

10 その他

(1) 入札の保証及び契約の保証

ア 入札の保証 免除

イ 契約の保証 不要

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲で最低の価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 支払条件 契約書（案）による。

入札者注意書

入札者は、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。

第1 入札に参加する者は、別に示した日時までに、契約書、仕様書等を熟読しておくものとする。

2 入札者は、入札後においては、この注意書に掲げた事項並びに仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第2 入札者は、入札の際、主務の社員に入札参加資格のある者であることの確認を受けなければならない。

2 入札者が代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面を差し出して主務の社員の確認を受けなければならない。

3 前2項の確認を受けない者は、入札させない。

第3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に対する消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から当該金額に対する消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載するものとする。

第4 入札書は、別紙様式により作成してこれを封かんし、その封皮の表面に自己の氏名（法人にあっては、その名称）を記載し、別に示した日時にこれを入札箱に投入するものとする。

2 入札書を郵送する場合にあっては、次に定める方法で郵送しなければならない。

(1) 入札書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 初度及び再度入札に係る入札書をそれぞれの中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に、初度入札に係る入札書在中の中封筒には「第1回」、再度入札に係る入札書在中の中封筒には「第2回」とそれぞれ回数を記載し、開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び連絡先を記載すること。

(3) 表封筒には、入札書を同封した中封筒及び別に示した書面及び第2の第2項の規定に準じて主務の社員の確認を受けるのに必要な書面を入れ、その表封筒の表面に開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、入札書在中の旨の表示及び連絡先を記載すること。

3 第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書は受理しない。

4 一の表封筒には三以上の中封筒を同封してはならない。

5 入札書に記載する日付は、入札書作成日又は入札書を郵便局へ差し出した日とする。

第5 入札者は、入札書を入札箱に投入した後においては、その開札の前後を問わずこれを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができない。

第6 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第7 入札の執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者は、入札場外に退去させる。

- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合したとき。

第8 開札は、あらかじめ示した日時及び場所において、入札者を立ち会わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは入札事務に関係のない社員を立ち会わせてこれを行う。

第9 次の各号の一に該当する入札書は受理しない。

- (1) 第4に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 入札書を受領する最終日時に遅れて到着した入札書
- (3) 表封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示す開札日及び入札件名と異なる入札書
- (4) 表封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書

第10 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 当該入札に係る競争参加資格のない者により提出された入札書
- (2) 中封筒がない入札書
- (3) 中封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示した開札日及び入札件名と一致しない入札書
- (4) 中封筒に入札の回数、開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書
- (5) 入札書の申込みに係る価格（以下「入札金額」という。）の記載のない入札書
- (6) 入札書に記載した契約名が別に示したものと相違する入札書
- (7) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書
- (8) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (9) 同一の者により提出された2以上の入札書
- (10) 2以上の入札者の代理人により提出された入札書
- (11) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (12) 入札金額の記載を訂正した入札書で、その訂正について押印のないもの
- (13) 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- (14) 明らかに連合によると認められる入札書
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書

第10 の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び請負代金内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

第11 入札書に内訳を記載する場合において、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

第12 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするこ

とがある。

- 2 契約責任者が、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。
- 4 前項の場合において、くじを引く者が出席しないか又はくじを引かないときは、入札に関係のない社員にくじを引かせる。
- 5 落札者を決定したときは、入札者に落札者の氏名（法人にあっては名称）、住所及び金額を書面で通知する。
- 6 第1項本文の場合において、落札となる者がいないときは、直ちに再度の入札に付すことがある。

第13 落札者は、契約責任者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

第14 次の各号の一に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者において、正当な理由があると認め承認を与えたときはこの限りでない。

- (1) 第11の規定により入札書の補正をしないとき
- (2) 落札者が第13に規定する期間内に契約書を提出しないとき

第15 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。